



## コロナ禍における 学校の現状について

公明党 戸澤 幸雄



**問** 令和2年の年頭より感染拡大が始まった新型コロナウイルス感染症は、世界の経済社会、そして日常生活に多大な影響を及ぼしながら、いまだ収束に至っていません。同年2月の政府による、学校への全国一斉臨時休業要請を皮切りに、子どもたちは非常に多くの影響を受けています。コロナの子どもたちへの影響について、伺います。

**答** (教育長) 文部科学省が示した「新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準」に基づき、地域の感染レベルを12月にレベル1からレベル2に引き上げ、それによりガイドラインを改訂しました。

学校は、感染経路を断つため、外部からと学校内からの感染防止に努め、健康管理カードの中に児童生徒だけでなく、家族の状況を記入する欄を設けました。家族に発熱などの症状が出た場合には、お子さんを休ませていただくよう要望するなど、今後、さまざまな対策を行って、子どもたちの健康と安全を守ってまいりたいと考えております。

**問** 今後の課題について、どのように考えていますか。

**答** (教育長) 学校行事や部活動など、児童生徒が楽しめる活動が制限されている状況です。また家庭環境の変化から、児童生徒の心の健康を危惧しています。一方、感染対策に常に留意しながら授業を行っている教職員の精神的な負担についても懸念されます。今後さらに増加することが考えられるため、現在行っているスクールカウンセラーの派遣や教職員の心の相談窓口などについて、継続して取り組むとともに、教育委員会として、できる対策を講じてまいりたいと考えています。



## 不登校児童・生徒に対する 支援について

政進会 久保田 英賛

- ・海老名駅西口地区のまちづくりの現状と今後について
- ・学校給食の今後について



## 産後ケア事業と 子育て支援について

公明党 日吉 弘子

**問** 「産後ケア」を努力義務とした母子保健法が令和元年に改正されましたが、法に規定する産後ケアとしての位置づけが重要であると考えます。本市の取り組み状況を伺います。

**答** (保健福祉部次長) 従来から実施している事業の中でも、特に、産後のお母さん方のサポートとなる事業に工夫を加えて、法の規定する産後ケアとして位置づけられます。

**問** 登校に渋りが出てきた児童生徒に対して、学校、教育委員会は具体的にどのような対応を行っているのか伺います。

**答** (教育専任参事) 不登校への初期対応は、県のガイドラインに従い、1日目は電話、2日目は手紙、3日目は家庭訪問を基本としています。連続欠席が3日に及ぶと、その状況を担任だけで抱え込み、教育相談コーディネーターをはじめ、つながりのある教職員や養護教諭などともに組織的な対応を行っています。さらに、不登校が7日にも及ぶと必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを交えたケース会議を実施し、その後の対応を検討した上で支援計画を立てています。

**問** 市内では、令和2年6月に民間のフリースクールが設立され、平成30年からボランティア団体が月2回、居場所づくりの活動を行っています。居場所としての民間のフリースクールやボランティア団体との連携について、見解を伺います。

**答** (教育長) ボランティア団体の方などと、子どもたちのために、学校を選択しなくとも、どのような形で学習を保障し、将来につなげていくかということを、話し合い、連携し、情報交換して、相互補完できるような組織が必要と考えているところです。

**問** 不登校児童生徒に対する支援のスキルアップや、情報交換などを行う連絡協議会などが必要と考えますが、見解を伺います。

**答** (教育長) みんなが意見を言い合える連絡会のような組織を、来年度つくりたいと考えています。

- ・他の質問
- ・道路行政の課題について

- ・市制施行50周年記念に向けた取り組みについて
- ・重層型相談支援体制について